

令和4年度

# 財政援助団体等監査の報告

(期日：令和4年12月27日)

うるま市監査委員



う 監 第 271001 号  
令和4年12月27日

うるま市長 中村 正人 様

うるま市監査委員 沢 紙 孝 盛



うるま市監査委員 豊 濱 光 貞



うるま市監査委員 佐 久 田 博



### 財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

なお、この結果に基づき又はこの結果を参考として、関係機関において措置を講じたときは、同法同条第14項の規定により、その旨を通知することになっております。

# 財政援助団体等監査の結果に関する報告

## 第1 監査の種類

財政援助団体等監査(地方自治法第 199 条第 7 項)

## 第2 監査の対象

令和 3 年度補助金交付先団体及び公の施設の管理団体

### 1 補助金交付先団体

(1) 公益社団法人 うるま市シルバー人材センター

### 2 公の施設の管理団体

(1) 一般社団法人 プロモーションうるま(うるま市健康福祉センター指定管理者)

## 第3 監査の期間

令和 4 年 9 月 12 日～令和 4 年 12 月 20 日

## 第4 監査の実施場所

うるま市健康福祉センター、うるま市役所本庁舎西棟、いちゆい具志川じんぶん館

## 第5 監査の着眼点

### 1 補助金

#### (1) 担当課

- ① 補助の目的、交付基準は規則、要綱等により明確に定められているか。
- ② 補助金の交付手続は適正か。また、交付時期は適切か。
- ③ 補助金の効果を確認するため、実績報告書の審査等が行われているか。
- ④ 補助団体に対する指導監督は適切に行われているか。

#### (2) 補助金交付先団体

- ① 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- ② 補助金に係る収支について、会計処理は適正に行われているか。
- ③ 出納簿は適切に整理されているか。また、領収書等の証拠書類の整理、保管は適切か。
- ④ 補助金の実績報告等は適切に行われているか。

## 2 公の施設

### (1) 担当課

- ① 指定管理者の選定に当たり、手続等は適正かつ公正に行われているか。
- ② 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ③ モニタリングは適切に行われているか。

### (2) 指定管理者

- ① 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ② 公の施設は消防法等関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ③ 公の施設管理にかかる会計処理は適正か。また、他事業との経理区分は明確になっているか。
- ④ 出納簿等の記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整理、保管は適切か。

## 第6 監査の実施方法

うるま市監査基準(令和 3 年監査委員告示第 7 号)に準拠して、往査、証憑突合、分析を行い、令和 3 年度の補助金の交付事務及び公の施設の指定管理業務が適正かつ効率的に執行されたかどうかについて、担当課及び対象団体ごとに監査を実施した。

## 第7 監査の結果

監査の結果について、市長及び議長へ書面にて報告する。なお、軽微な指摘事項については、口頭で改善を促したので省略した。監査結果に対し改善等の措置を講じたときは、地方自治法(以下「法」という)第 199 条第 14 項の規定により、その旨を監査委員に通知するものとされている。また、同条第 11 項に基づき、監査委員が特に措置を講ずる必要があると認める事項については、必要な措置を勧告することができるものとされていることから、適切に対応されたい。

1 補助金交付先団体

公益社団法人 うるま市シルバー人材センター

(1) 団体の概要

団体名	公益社団法人 うるま市人材センター
主たる事務所の所在地	いちゆい具志川じんぶん館
補助金額	14,602,000 円(補助率 4.5%) 注 1
関係職員から説明を徴取した日	令和 4 年 10 月 31 日
団体の事業概要	定年退職者等の高齢者に、そのライフスタイルに合わせた仕事を提供するとともに、ボランティア活動を通じて、地域社会の活性化に貢献する。
役員及び組織	理事長 1 名、副理事長 1 名、理事 9 名、事務局長 1 名、事務局 9 名
会員数	555 人
市担当課	商工労政課
補助金交付根拠	うるま市シルバー人材センター運営補助金交付要綱

注 1 補助率は団体の支出に対する市補助金収入の割合

(2) 団体の収支

(令和3年度)

(単位:円)

	収入		支出	
	項目	金額	項目	金額
	① 受託事業収益	241,242,603	① 事業費	318,372,744
	② 受取会費	1,521,000	② 管理費	6,094,492
	③ 労働者派遣事業等受託収益	568,067		
	④ 有料職業紹介事業受託収益	0		
	⑤ 受取指定管理事業収益	41,851,230		
	⑥ 水道開閉栓連携事業収益	11,440,440		
	⑦ 受取補助金等	28,841,000		
	うち受取連合交付金	14,239,000		
	うち市補助金	14,602,000		
	⑧ その他	104,041		
	合計	325,568,381	合計	324,467,236
			収支残高	1,101,145

※収支は、公益目的事業会計(就業機会提供事業、就業機会確保事業、企画提案方式事業等、指定管理、共通)及び法人会計の合計

(3) 是正すべき事項等

○ 担当課に求めるもの

① 補助金交付要綱の見直しについて

(ア) うるま市シルバー人材センター運営補助金交付要綱を確認したところ、補助金に係る基本的事項を定めた「うるま市補助金等交付規則(以下「規則」という。)」に準拠する旨の規定がなかった。補助金の目的及び交付手続きが明確になるよう当該要綱の改正を求める。

(イ) 補助金の対象経費が「運営費」全般となっていることから、消費税などの租税公課も含まれることになるため適切ではない。補助対象経費を具体的に明記し、充当先が明らかとなるよう補助金交付の手続きに係る諸様式についても改正を求める。

○ 補助金交付先団体へ求めるもの

① 今後の団体運営について

(ア) 全国では会員数が減少するなか、うるま市シルバー人材センターでは「期間限定入会キャンペーン」やボランティア活動が評価され新聞へ掲載されるなど、積極的な活動により会員数が増加している。今後も、高齢者が長年培った知識・経験・技能を生かすことができるよう、多くの会員に就業機会の提供ができるよう努めていただきたい。

意見

法第232条の2の規定により「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされている。そのため、担当課は、補助金が市民の税金をもって交付されるものであることを認識し、当該事業に対する補助の必要性や使途について常に検証し、説明責任が果たせるよう、補助金交付先団体に対して、適切な指導、助言に努めていただきたい。

## 2 指定管理者

一般社団法人 プロモーションうるま

### (1) 団体の概要

指定管理する公の施設名称	うるま市健康福祉センター(うるみん)
指定の期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日
設置根拠	うるま市健康福祉センター条例
令和3年度 指定管理委託料	81,543,000円(税込) …①
コロナの影響による休業協力金 令和3年5月23日から9月12日 (113日分)	5,395,665円(税込) …②
令和3年9月13日から9月20日 (18日分)	967,840円(税込) …③
指定管理委託料+休業協力金	87,906,505円(税込) …(①+②+③)
市担当課	健康支援課(指定管理業務) 危機管理課(福祉避難所に係るもの) 秘書広報課(広報うるまに係るもの)
関係職員から説明を徴取した日	令和4年10月24日 (指定管理業務に係るもの。実地監査) 令和4年11月2日 (福祉避難所及び広報うるまに係るもの。書面監査)
施設 所在地 構造 延床面積 概要  年間開設日数  開設時間	うるま市安慶名一丁目8番1号 鉄筋コンクリート造り地上3階地下1階 12436.91㎡ 「うるま市健康福祉センター条例」に基づき、市民の健康と社会福祉に対する理解を深め、健康や福祉活動に対する積極的な参加を促進することを目的に、施設の維持管理及び運営を行っている。 228日 ※うち、コロナの影響による時短営業74日間 ※コロナの影響による休業131日間 ※休館日(12月29日から1月3日) 8時30分から22時
役員及び組織	館長1名、マネージャー1名、管理室6名、企画広報2名、業務委託3名、運動室13名

(2) 団体の収支

(令和3年度)

(単位:円、税抜)

項目		金額	項目		金額
収入	① 施設管理料	74,130,000	支出	① 人件費(役員報酬含む)	38,273,867
	② 休業協力金	5,785,005		② 需用費	29,354,095
	③ 多目的ホール等施設料	4,579,709		うち電気料金	20,727,347
	④ 健康増進施設料	7,020,843		③ 役務費	1,562,370
	⑤ 自販機売上手数料	984,458		④ 租税公課	650
合計	92,500,015		⑤ 賃借料	943,500	
			⑥ 委託費	18,834,720	
			⑦ 管理委託費	273,365	
			⑧ 一般管理費	3,804,813	
			合計	93,047,380	
			収支残高	▲ 547,365	

※ 令和3年度決算より、自主事業については別会計となっている。

※ 支出のうち一般管理費(⑧)を除く直接経費(①から⑦)での収支差額は3,257,448円となる。

(3) 是正すべき事項等

○ 担当課に求めるもの

① 「うるま市健康福祉センター条例」及び「協定書」の遵守について

うるま市健康福祉センター(以下「センター」という。)は、法第244条に規定する『住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設』(以下「公の施設」という。)である。また、法第244条の2第1項の『公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例でこれを定めなければならない。』との規定に基づき、うるま市健康福祉センター条例(以下「センター条例」という。)が定められている。

センター条例第2条第2項には「センターの範囲は、1階から3階屋上まで及び駐車場とする。」と規定されている。また、第4条には指定管理者の業務が列記されており、第13条はセンターの利用許可について、第18条は利用料金の徴収について、第19条は利用料金の減免等について規定しており、いずれも指定管理者の基本的な業務、権限とされている。

しかし、センターの2階部分の内、うるま市社会福祉協議会等(以下「社協」という。)が占有している事務室等については、指定管理者が指定される以前に市と社協との間で締結された「うるま市健康福祉センター施設維持管理等に係る協定書」(以下「市・社協協定書」という。)に基づき、毎年、市が社協に対し行政財産使用許可を与え、使用料の全額を免除する措置を講じている。また、市は



「市・社協協定書」に基づき社協から施設維持管理費を徴収している。

センター条例に従えば、社協は、指定管理者に対して施設の利用許可(第13条)を得る必要があり、利用に際しては利用料金(第18条)を支払う必要がある。また、センターに係る納付金の減免等(第19条)の取扱いは指定管理者の業務であり市にその権限はない。さらに、センター条例第10条に基づき市長と指定管理者間で締結された協定書(以下「協定書」という。)には、当該事務室等は指定管理者の管理対象施設であることが明記されている。当該事務室等に関しては、市民から利用申請が提出されても利用できない状況である。担当課は係る状況を早急に是正すべく指定管理者を指導されたい。

なお、以下の事案についても確認しており、それぞれ是正を求める。

- (ア) 「団体室(計3室)」及び「交流コーナー」は、協定書で指定管理者の管理対象施設であることが明記されているが、許可なく占有使用されている。担当課は、適正に施設管理を行うよう指定管理者を指導されたい。
- (イ) センターに自動販売機を設置することは行政財産の目的外使用に当たり市長の許可が必要である(法第238条の4第7項)が、許可を得ないまま自動販売機が設置されている。本来ならば、指定管理者は予め当該許可を得るべきであった。担当課は、現状を適法な状態に改めるべく早急に必要な手続を取るよう指定管理者に対する指導を強く求める。

## ② 公の施設の長期かつ独占的な利用について

公の施設を特定のものに長期かつ独占的に利用させるには、条例の定めるところにより議会の議決を経なければならない(法第244条の2第2項)との規定により、市は「議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例(平成17年4月1日条例第53号)」を定めているが、センターは当該条例に規定する施設に含まれていない。センターは、センター条例に基づき広く市民が利用する施設であり、特定の利用者に長期かつ独占的に利用させる法的根拠がない。担当課は、一部施設の長期かつ独占的な利用状態を早急に是正する必要がある。

## ③ うるま市健康福祉センターうるみん会議室利用規約について

- (ア) 指定管理者が作成した、うるま市健康福祉センターうるみん会議室利用規約(以下「利用規約」という。)を確認したところ、①利用料金の納付後に「利用許可書」を交付する旨の規定や、②利用許可を受けた者が利用を取消した場合、「取消料(キャンセル料)」を徴収する旨の規定となっている。これらの規定は、センター条例及び同条例施行規則(第8条第1項、第9条、第10条第1項)に反するものである。また、同条例施行規則第15条は「センターの管理に関し必要な事項は、別に定める」とある。これは「市長が別に定める」ということであり、指定管理者に対してセンターの管理に関し何らかの規程を定める権限は付与されていない。従って、当該利用規約は無効であると思料するが、センターの利用者に対する『窓口対応マニュアル』などは必要であり、担当課の監修の下にセンター条例及び同条例施行規則に則り、指定管理者に当該マニュアルを作成するよう指導・助言していただきたい。

#### ④ 緊急時対策について

(ア) 基本協定書第 11 条第 3 項において、「施設は災害時には福祉避難所としての利用を優先するものとする。」と規定されているが、総務省が発出した「大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について(通知)」に基づく、災害時の役割分担を明確にする協定の締結がなされていなかった。避難所運営の対応マニュアルの作成、費用負担の方針及び協議方法をあらかじめ定めた協定の締結等を求めていることから、早急に対応していただきたい。

(イ) 防災備蓄リストに基づく物品を確認したところ、リストにない物品が保管されており、危機管理課は適切な管理を怠っていた。正確な防災備蓄リストを危機管理課と健康支援課で情報共有することより適切な管理ができるものと思料する。

#### ⑤ 休業協力金について

(ア) 休業協力金の算定根拠を確認したところ、自主事業の減収分を含めて協力金が算定されていた。仕様書には利用料金の減収について市と協議すると規定されており、自主事業の減収分については含まれていない。そのため、自主事業の減収分を含めた休業協力金の算定は適切ではない。

#### ⑥ モニタリングに関するもの(事業計画書、業務報告書、事業報告書)

(ア) 仕様書で定めた年度開始前の事業計画書が未提出となっているにもかかわらず、指定管理者へ提出を求めていなかった。事業計画書は事業報告書と比較することで管理業務の改善につながることから提出させる必要がある。

(イ) 業務報告書を確認したところ、施設管理に係る修繕・点検報告を口頭で受けていたとのことで、打ち合わせ記録簿等の書類が作成されていなかった。経過及び修繕履歴を確認するためにも記録簿を作成する必要がある。

(ウ) 業務報告書のうち徴収状況報告書を確認したところ、減免根拠が確認できない様式となっている。また減免申請書及び減免許可書の様式も減免根拠を記載する欄がないため、減免措置が適切か確認できない。徴収状況報告書様式及び規則の様式を改正する必要がある。

(エ) 上記(ウ)に関連して、減免措置を受けている団体の中には減免の範囲が不適切または不明瞭なものがある旨の報告相談を指定管理者より受けているにもかかわらず、適切な対応がとられていなかった。住民の平等利用のためにも適切に対応し指定管理者へ方針を示していただきたい。

(オ) 公募の応募書類として、自主事業の事業計画書及び収支予算書を提出させていたが、仕様書等で収支の報告を求める規定がなかった。自主事業は、指定管理者の責任と費用において施設の有効活用を図り実施することとされているため、自主事業の事業報告書とともに収支報告書を提出させ、施設がどのように活用されたか把握する必要がある。

(カ) 令和 3 年度決算書を確認したところ、自主事業とされる自動販売機売上手数料が指定管

理経費に含まれていた。自主事業として経理を区分し、上記(オ)と同様の取扱いとすべきである。

- (キ) 仕様書で「常時 13 人以上の職員を配置すること。」を規定しているが、12 人以下で配置された営業日があるにもかかわらず、担当課は把握していなかった。プール管理の人員も含まれていることから、モニタリングを通して安全管理上適切か検証する必要がある、検証結果によっては仕様書の改定も検討されたい。
- (ク) センター全体のイス・テーブルのなかには、一部社協所有のものがある。今後については、市と社協で当該備品の所有及び管理について協議する必要がある。
- (ケ) 事業報告書より市が貸与している備品について、老朽化や経年劣化による故障不具合のため備品更新の必要性が報告されていることから、適切に対応されたい。

#### ⑦ 基本協定書について

- (ア) 基本協定書を確認したところ、条文の内容重複や施設管理に必要な報告の規定不足により、仕様書や募集要項等の確認が必要となるなど煩雑となっている。うるま市指定管理者ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)では「基本協定書標準例」を定め施設管理に必要な規定を網羅していることから、当該標準例を参考に改定を検討されたい。

#### ⑧ 年度協定書について

- (ア) 年間の上限額を 150 万円として 1 件 30 万円未満の修繕費は指定管理者が実施するものと規定されているが、市も 30 万円未満の修繕を 11 件実施していた。市と指定管理者で予算管理を行い適切に執行しているが、指定管理者が必要な修繕を迅速に実施するためにも上限額の設定が適切か検証していただきたい。
- (イ) 年度協定書を確認したところ、修繕費について精算条項の規定がなかった。修繕の不履行が指定管理者の利益につながることから、市は指定管理者へ年度当初で修繕予定額の全額を概算で支払い、かつ年度途中で修繕費用の追加負担する旨及び年度末で精算する規定への変更を検討していただきたい。

#### ○ 指定管理者に求めるもの

#### ① 利用料金徴収事務について

- (ア) 規則第 12 条各号に該当しない減免が確認された。減免の取扱いについて協議したとのことであるが、公平性のない料金徴収は法で規定された住民の平等利用に反するものである。担当課の指導のもと是正していただきたい。
- (イ) 会議室等の利用許可後に利用料金の納付が規則で規定されているにもかかわらず、利用許可の前に利用料金の徴収を行い、利用許可書を交付していた。さらに、利用許可のない

ま、キャンセル料を徴収していた。管理運営の基本となる条例等が遵守されておらず、市担当課の指導のもと是正していただきたい(7ページ、○担当課に求めるもの③(ア)参照)。

○ ガイドラインの改正について検討を求めるもの

① 自主事業の収支報告書について

(ア) ガイドラインにおいて、自主事業については事業計画書及び収支計画書の提出を求め、市が承認することとなっているが、収支報告書の提出が示されていない。施設の有効活用が図られているか検証するためにも、事業実績に収支報告書の提出を求めることで施設の活用実態がより正確に把握できるものと思料する。

意見

センターの管理運営状況は、担当課と指定管理者の双方に、「センター条例」及び「協定書」に反する事案が多く見受けられ、その具体的な内容については、これまで述べてきたとおりであるが、係る状況を招いた最も大きな要因は以下のとおりであると思料する。

第一に、担当課が、センターの管理運営の基本である「センター条例」及び「協定書」に対する認識が軽薄であったこと。

第二に、第一の理由により、担当課は適時・適切な指導等の方法により、指定管理者を管理監督する立場にあるとの認識が軽薄であったこと。

第三に、指定管理者においても、「センター条例」や「協定書」に則りセンターの管理運営を行わなければならないとの認識が軽薄であったこと。

以上のことから、担当課と指定管理者は、「センター条例」及び「協定書」を遵守しセンターの適正な管理運営に努めていただきたい。

指定管理制度は、活用の仕方によっては、さらなる住民の福祉向上に寄与するものと思料するが、センターを管理する最終責任者は市長であることを忘れていたかのような対応等が見受けられた。担当課と指定管理者は、センターが市民にとってより便利で有意義な施設として広く利用されるよう不断の努力を求める。